

香川公務公共一般労働組合同規約

前文 香川公務公共一般労働組合は、香川県内で働く自治体職員、外郭、関連団体職員、臨時・嘱託職員および公務公共部門で働く民間の職員（従業員）の利益を守るために奮闘する。

第1条（名称及び事務所）

この組合は、香川公務公共一般労働組合（以下「組合」という）といい、事務所を高松市松島町1丁目17番10号に置く。

第2条（目的）

この組合は、組合員の団結と統一を強化し、その経済的、社会的、政治的地位の向上をはかることを目的とする。

第3条（事業）

この組合は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 組合員の労働条件の維持改善
2. 組合員の家族の福利厚生の実施
3. 労働協約、就業規則の締結、改定
4. 地域住民の生活と権利を守り、地方自治の拡充
5. 同じ目的を有する組合、団体との協力と提携
6. その他、目的達成に必要なこと

第4条（構成）

この組合は、県内の自治体および公務公共部門で働く職員、従業員で構成する。

第5条（権利・義務）

この組合の組合員は、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地または身分によって組合員である資格を奪われない。組合員は平等に次の権利と義務を有する。

1. この規約に基づき、全ての問題に参加し、均等の取り扱いを受ける権利
2. 組合役員に選挙され、または選挙する権利
3. この規約に基づき、自由に意見を述べ、議決に参加する権利
4. 規約および大会の決定に従い、行動する義務
5. 組合費および大会で決定した臨時徴収金を、納める義務
6. 規約に基づく、各会議に出席する義務

第6条（役員）

この組合に次の役員を置く。選出は組合員の直接無記名投票による。尚、顧問、特別執

行委員をおくことができる。

- ・執行委員長 1 名 ・副執行委員長若干名 ・書記長 1 名 ・書記次長 1 名
- ・執行委員若干名 ・会計監査 2 名

尚、役員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

第 7 条（支部・分会）

この組合に支部・分会、部会を置く。

2 支部・分会は、自治体ごとに、または自治体を超えて設置し、それぞれの区域での活動を掌握し、具体化する。

3 部会は、共通する要求や職種などでまとめ設置し、それぞれの範囲での活動を掌握し、具体化する。

第 8 条（機関の種類）

この組合の議決機関は、大会および支部・分会総会とする。

2 大会は、この組合の最高の決議機関で、1 年に 1 回以上開催し、運動方針、役員予算、決算その他の重要事項を決定する。

第 9 条（組合費）

この組合の経費は、組合費とその他の収入をもって充てる。

2 組合費は、月額賃金の 1% とする。ただし、二重加盟の組合員については 1,500 円とし、組合員が介護・育児休業等により職場を休業し、賃金が無給になる場合は組合費は免除し、組織共済保険料月額 200 円を納める。

3 特別の事情がある場合や臨時・嘱託職員などの組合費は、事情を考慮し執行委員会で協議し大会の承認を得て減額することが出来る。

4 各支部、部会に交付金を支給することが出来る。

第 10 条（監査）

会計監査は、年 1 回以上、会計帳簿および収入、支出の状況などを監査し、その結果を大会に報告し、承認を得なければならない。

第 11 条（規約の改廃）

この規約は、全組合員の直接無記名投票で過半数の支持を得なければ改廃することが出来ない。

第 12 条（解散）

この組合は、構成する組合員総数の 4 分の 3 以上の同意がなければ解散できない。

第 13 条 付 則

この規約は、2005 年 3 月 13 日から施行する。

この規約は、2006 年 5 月 20 日から施行する。